



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月31日(金曜日)号外 第23号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁	
○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示(危機管理課) 1		る訓令……………(人事課) 18
○家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示(家畜防疫対策課) 3		<b>病院局企業管理規程</b>
○県道の路線の廃止……………(道路保全課) 3		○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………21
○道路の区域の変更……………( “ ” ) 4		○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………22
<b>訓 令</b>		○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………23
○宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令……………(総務課) 4		<b>人事委員会規則</b>
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……………(人事課) 4		○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………25
○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正す		○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則……………26

## 告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。  
令和5年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第 246号

#### 宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程(昭和38年宮崎県告示第 381号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
別表第1(第5条関係)	別表第1(第5条関係)																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部及び室</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>総合政策対策室</td> <td>[略] 国スポ・障スポ準備班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>農政水産対策室</td> <td>[略] 農業普及技術班 農業担い手対策班 農産園芸班 農村計画班 農村整備班 水産政策班 漁業管理班 畜産新生推進班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略] 畜産班 農村振興班 水産班 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	部及び室	班	[略]	[略]	総合政策対策室	[略] 国スポ・障スポ準備班	[略]	[略]	農政水産対策室	[略] 農業普及技術班 農業担い手対策班 農産園芸班 農村計画班 農村整備班 水産政策班 漁業管理班 畜産新生推進班	[略]	[略] 畜産班 農村振興班 水産班 [略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部及び室</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>総合政策対策室</td> <td>[略] 国スポ・障スポ準備班 競技力向上推進班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>農政水産対策室</td> <td>[略] 農業普及技術班 農産園芸班  畜産班 農村振興班 水産班 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部及び室	班	[略]	[略]	総合政策対策室	[略] 国スポ・障スポ準備班 競技力向上推進班	[略]	[略]	農政水産対策室	[略] 農業普及技術班 農産園芸班  畜産班 農村振興班 水産班 [略]	[略]	[略]
部及び室	班																								
[略]	[略]																								
総合政策対策室	[略] 国スポ・障スポ準備班																								
[略]	[略]																								
農政水産対策室	[略] 農業普及技術班 農業担い手対策班 農産園芸班 農村計画班 農村整備班 水産政策班 漁業管理班 畜産新生推進班																								
[略]	[略] 畜産班 農村振興班 水産班 [略]																								
部及び室	班																								
[略]	[略]																								
総合政策対策室	[略] 国スポ・障スポ準備班 競技力向上推進班																								
[略]	[略]																								
農政水産対策室	[略] 農業普及技術班 農産園芸班  畜産班 農村振興班 水産班 [略]																								
[略]	[略]																								
別表第2(第5条関係)	別表第2(第5条関係)																								
[略]	[略]																								

国スポ・障スポ準備班長	[略]
[略]	
農業普及技術班長	[略]
農業担い手対策班長	農業担い手対策課長
農産園芸班長	[略]
農村計画班長	農村計画課長
農村整備班長	農村整備課長
水産政策班長	水産政策課長
漁業管理班長	漁業管理課長
畜産新生推進班長	畜産新生推進局長
[略]	

国スポ・障スポ準備班長	[略]
競技力向上推進班長	競技力向上推進課長
[略]	
農業普及技術班長	[略]
農産園芸班長	[略]
畜産班長	畜産局長
農村振興班長	農村振興局長
水産班長	水産局長
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政 策対策 室	総合政 策班	1・2 [略] 3 政府、国会等への陳情等の総括に関する こと。 4 [略]
	[略]	
	秘書広 報班	1 [略] 2 政府、国会等の災害視察に関すること 。 3・4 [略]
[略]		
国スポ ・障ス ポ準備 班	[略]	
[略]		
農政水 産対策 室	[略]	
	農業普 及技術 班	[略]
	農業担 い手対 策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。
	農産園 芸班	[略]
	農村計 画班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。
	農村整 備班	1 農地及び農業用施設の災害対策及び被 害調査に関すること。 2 補助農業用共同利用施設の災害対策及 び被害調査に関すること。
	水産政 策班	1 県有施設の水産施設、水産物等の災害 対策及び被害調査に関すること。

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政 策対策 室	総合政 策班	1・2 [略] 3 国への陳情等の総括に関すること。 4 [略]
	[略]	
	秘書広 報班	1 [略] 2 政府、国会等の災害視察に係る広報に 関すること。 3・4 [略]
	[略]	
国スポ ・障ス ポ準備 班	[略]	
競技力 向上推 進班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。	
[略]		
農政水 産対策 室	[略]	
	農業普 及技術 班	[略]
	農産園 芸班	[略]

	漁業管理班	1 漁港の災害対策及び被害調査に関すること。 2 漁業用施設及び共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。		
	畜産新生推進班	[略]	畜産班	[略]
	[略]		農村振興班	1 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 補助農業用共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	[略]		水産班	1 県有施設の水産施設、水産物等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 漁港の災害対策及び被害調査に関すること。 3 漁業用施設及び共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	[略]		[略]	[略]
県土整備対策室	建築住宅班	1・2 [略] 3 応急仮設住宅の建設に関すること。	建築住宅班	1・2 [略] 3 応急仮設住宅の提供に関すること。
	[略]		[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 247号

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示

家畜人工授精講習会規程（昭和60年宮崎県告示第 521号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(家畜人工授精講習修業試験委員会)	(家畜人工授精講習修業試験委員会)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 委員長は農政水産部畜産新生推進局長を、副委員長は農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課長をもって充てるものとする。	3 委員長は農政水産部畜産局長を、副委員長は農政水産部畜産局家畜防疫対策課長をもって充てるものとする。
4～6 [略]	4～6 [略]
7 委員会の庶務は、農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課において処理する。	7 委員会の庶務は、農政水産部畜産局家畜防疫対策課において処理する。
8 [略]	8 [略]

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

宮崎県告示第 248号

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和5年3月31日から令和5年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
217	早日渡停車場線	早日渡停車場	
		県道北方高千穂線交点	
220	延岡停車場線	延岡停車場	
		県道稲葉崎平原線交点	

宮崎県告示第 249号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 14 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市中川 原町 4 丁目 5324 番 1 か ら同市古川 町 609 番 5 まで	旧	11.4～ 54.5	3,309 .3
				新	11.7～ 52.3	3,367 .1

訓 令

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 5 号

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程（平成17年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(電子署名を付与する電子文書の発信者名)</p> <p>第 5 条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>畜産新生推進局長</u></p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第 6 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電子署名に用いる職名</th> <th>鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>畜産新生推進局長</u></td> <td>畜産新生推進局畜産振興課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者	[略]		<u>畜産新生推進局長</u>	畜産新生推進局畜産振興課長	[略]		<p>(電子署名を付与する電子文書の発信者名)</p> <p>第 5 条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>畜産局長</u></p> <p><u>(10) 農村振興局長</u></p> <p><u>(11) 水産局長</u></p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第 6 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電子署名に用いる職名</th> <th>鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>畜産局長</u></td> <td>畜産局畜産振興課長</td> </tr> <tr> <td><u>農村振興局長</u></td> <td>農村振興局農村計画課長</td> </tr> <tr> <td><u>水産局長</u></td> <td>水産局水産政策課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者	[略]		<u>畜産局長</u>	畜産局畜産振興課長	<u>農村振興局長</u>	農村振興局農村計画課長	<u>水産局長</u>	水産局水産政策課長	[略]	
電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者																				
[略]																					
<u>畜産新生推進局長</u>	畜産新生推進局畜産振興課長																				
[略]																					
電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者																				
[略]																					
<u>畜産局長</u>	畜産局畜産振興課長																				
<u>農村振興局長</u>	農村振興局農村計画課長																				
<u>水産局長</u>	水産局水産政策課長																				
[略]																					

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 6 号

本 庁

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前								改正後									
別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項								別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項									
事務	事項	専決区分					担当 リ ー ダ ー	摘要	事務	事項	専決区分					担当 リ ー ダ ー	摘要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐					副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐		
[略]								[略]									
9	(1)～(9) [略]								9	(1)～(9) [略]							
文 書 等 に 関 す る 事 務	(10) 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。	[略]							文 書 等 に 関 す る 事 務	(10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。	[略]						
[略]								[略]									
付表 予算執行伺及び支出負担行為専決区分 [略]								付表 予算執行伺及び支出負担行為専決区分 [略]									
別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項								別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項									
課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長 補佐 特 定 専 決 事 項			課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長 補佐 特 定 専 決 事 項				
[略]								[略]									
オー ル み や ざ き 堂 業 課	[略]							国際 ・ 経 済 交 流 課	[略]								
[略]								[略]									
農村 計 画 課			<u>1 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条</u>	<u>1 国土調査法第19条第2項の規定による国土調</u>							<u>1 県有種畜の配置及び廃用の決定に関すること</u>	<u>1 家畜商の免許に関すること。</u>					

	<p>第3項の規定による国土調査の指定に関すること。</p> <p>2 農地法 (昭和27年法律第 229号) 第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可に関すること。</p>	<p>査成果の認証に関すること。</p>				<p>○</p> <p>2 国有種畜の貸付け及び譲渡申請に関すること</p> <p>○</p> <p>3 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年法律第 182号) 第12条第1項の規定による酪農事業施設の変更の承認に関すること。</p> <p>4 家畜取引法 (昭和31年法律第 123号) による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による家畜市場の登録に関すること</p> <p>○</p> <p>(2) 第19条第1項の規定による家畜市場再編整備地域の指定に関すること。</p>	<p>2 蜜蜂転飼条例 (昭和31年宮崎県条例第12号) 第3条第1項の規定による転飼の許可に関すること。</p> <p>3 養蜂振興法 (昭和30年法律第 180号) 第4条第1項の規定による転飼の許可に関すること。</p>
農村整備課	<p>1 所管事務に係る国有財産の登記嘱託に関すること。</p> <p>2 土地改良法 (昭和24年法律第 195号) による次の事務</p> <p>(1) 第52条第1項の規定による換地計画の認可に関すること。</p> <p>(2) 第89条の2第1項の規</p>	<p>1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年法律第 17号) による次の事務</p> <p>(1) 第15条第1項の規定による市町村長に施設管理権を設定すべき旨の裁定に関すること。</p> <p>(2) 第17条第3項の規定による施設管理権の存続期間の延長についての裁定に関すること。</p>		家畜防疫対策課		<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第24条第2項の規定による動物用医薬品の販売業 (配置販売業に限る。) の許可の更新に関すること。</p> <p>(2) 第30条第1項の規定による動物用医薬品の配置販売業の許可に関すること。</p> <p>(3) 第33条第1項の規定に</p>	











			取扱いに関する 条例施行規則（ 平成7年宮崎県 規則第48号）第 2条第5項の規 定による承認に 関すること。				
畜産 振興 課		<p>1 県有種畜の配 置及び廃用の決 定に関すること 。</p> <p>2 国有種畜の貸 付け及び譲渡申 請に関すること 。</p> <p>3 酪農及び肉用 牛生産の振興に 関する法律（昭 和29年法律第 1 82号）第12条第 1項の規定によ る酪農事業施設 の変更の承認に 関すること。</p> <p>4 家畜取引法（ 昭和31年法律第 123号）による 次の事務 （1）第3条の 規定による家 畜市場の登録 に関すること 。</p> <p>（2）第19条第 1項の規定に よる家畜市場 再編整備地域 の指定に 関すること。</p>	<p>1 家畜商の免許 に関すること。</p> <p>2 蜜蜂転飼条例 （昭和31年宮崎 県条例第12号） 第3条第1項の 規定による転飼 の許可に 関すること。</p> <p>3 養蜂振興法（ 昭和30年法律第 180号）第4条 第1項の規定に よる転飼の許可 に 関すること。</p>		農村 整備 課	<p>1 所管事務に係 る国有財産の登 記囑託に 関すること。</p> <p>2 土地改良法（ 昭和24年法律第 195号）による 次の事務  （1）第52条第 1項の規定に よる換地計画 の認可に 関すること。</p> <p>（2）第89条の 2第1項の規 定による換地 計画の決定に 関すること。</p>	<p>1 農業用ため池 の管理及び保全 に関する法律（ 平成31年法律第 17号）による次 の事務 （1）第15条第 1項の規定に よる市町村長 に施設管理権 を設定すべき 旨の裁定に 関すること。</p> <p>（2）第17条第 3項の規定に よる施設管理 権の存続期間 の延長につ いての裁定に 関すること。</p>
家畜 防疫 対策 課			<p>1 医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安全 性の確保等に 関する法律に よる次の事務 （1）第24条第 2項の規定に よる動物用医 薬品の販売業 （配置販売業 に限る。）の</p>		担い 手農 地対 策課	<p>1 農地法（昭和 27年法律第 229 号）第4条第1 項及び第5条第 1項の規定に よる許可に 関すること。</p>	
					漁業 管理 課	<p>1 小型漁船の総 トン数の測度 に関する政令（ 昭和28年政令 259 号）による次の</p>	

	<p>許可の更新に関すること。</p> <p>(2) 第30条第1項の規定による動物用医薬品の配置販売業の許可に関すること。</p> <p>(3) 第33条第1項の規定による動物用医薬品配置従事者の身分証明書の交付に関すること。</p> <p>2 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第17条に規定する家畜伝染病患者の殺処分命令に関すること。</p> <p>3 家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）による次の事務</p> <p>(1) 第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許に関すること</p> <p>○</p> <p>(2) 第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に関すること</p> <p>○</p>		<p>事務</p> <p>(1) 第1条第1項の規定による小型漁船の総トン数の測度に関すること。</p> <p>(2) 第1条第3項の規定による小型漁船の総トン数を変更したときの測度に関すること。</p> <p>2 漁船法（昭和25年法律第 178号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による動力漁船の建造、船舶の動力漁船への改造及び動力漁船以外の船舶の動力漁船への転用の許可に関すること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による動力漁船の建造及び船舶の動力漁船への改造の許可に関すること。</p> <p>(3) 第4条第7項の規定による変更の許可に関すること。</p> <p>(4) 第6条第2項の規定による許可の有効期間の延長に関すること</p> <p>○</p> <p>(5) 第7条第1項の規定による許可の取消しに関すること。</p> <p>(6) 第8条の</p>
--	---	--	--



										<p>正化に関する法律（昭和63年法律第99号）による次の事務</p> <p>(1) 第18条の規定による遊漁船業者に対する命令に関すること。</p> <p>(2) 第24条第1項の規定による遊漁船業を営む者等に対する報告の徴収又は立入検査に関すること。</p> <p>4 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第42条第1項の規定による特定水産動植物の採捕の許可に関すること。</p> <p>5 宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による漁業の許可に関すること。</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による水産動植物の採捕の許可に関すること。</p> <p>(3) 第48条第1項の規定による水産動植物の採捕の許可に関すること。</p> <p>6 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）による次の事務</p> <p>(1) 第5条第</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

									<p>1 項の規定による登録に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第9条第2項の規定による承認に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第10条第2項、第11条第2項及び第12条第3項の規定による変更の登録に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第20条第1項及び第2項の規定による登録の抹消に関する<u>こと。</u></p> <p>7 うなぎ稚魚の取扱いに関する<u>条例施行規則</u>（平成7年宮崎県規則第48号）第2条第5項の規定による承認に関する<u>こと。</u></p>
管理課									<p>1 建設業法（昭和24年法律第100号）による次の事務</p> <p>(1) 第29条第1項第5号の規定による建設業の許可の取消し（第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係るものに限る。）に関する<u>こと。</u></p>
									<p>1・2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
別表第4（第5条関係）									
出先機関の長共通専決事項					出先機関の長共通専決事項				
1～8 [略]					1～8 [略]				
9 <u>宮崎県個人情報保護条例</u> に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関する <u>こと。</u>					9 <u>個人情報の保護に関する法律及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例</u> に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関する <u>こと。</u>				

<p>10 [略]</p> <p>別表第 5 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: center;">出先機関の長特定専決事項</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 建設業法(昭和24年法律第 100号)第 3 条第 3 項の規定による許可の更新に関する事              こと。              [略]</p> <p>農業大学校</p> <p>1 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)による次の事務</p> <p>(1) 第 8 条第 1 項の規定による授業料等減免対象者の認定に関する事              こと。              (2) 第 9 条第 1 項の規定による届出に関する事              こと。              (3) 第 12 条第 1 項の規定による認定の取消しに関する事              こと。              (4) 第 12 条第 2 項の規定による届出に関する事              こと。</p> <p>2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第 6 号)による次の事務</p> <p>(1) 第 5 条第 3 項の規定による確認申請書の提出に関する事              こと。              (2) 第 7 条第 2 項の規定による公表に関する事              こと。              (3) 第 11 条第 4 項の規定による書類の提出の要求に関する事              こと。              (4) 第 11 条第 5 項から第 7 項までの規定による通知に関する事              こと。              (5) 第 13 条第 5 項の規定による通知に関する事              こと。              (6) 第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による授業料減免の額の変更に              関する事              こと。              (7) 第 15 条第 2 項の規定による通知に関する事              こと。              (8) 第 18 条第 3 項の規定による通知に関する事              こと。</p> <p>3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則(平成 19 年宮崎県規則第 18 号)による次の事務</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項の規定による授業料の免除に関する事              こと。              (2) 第 6 条第 1 項の規定による授業料等の徴収の猶予に関する事              こと。              (3) 第 7 条第 1 項の規定による授業料等の還付に関する事              こと。              (4) 第 9 条第 2 項の規定による授業料の免除の取消しに関する事              こと。</p> <p>家畜保健衛生所</p> <p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第 24 条第 2 項の規定による動物用医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新に関する事              こと。              (2) 第 26 条第 1 項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可に関する事              こと。              (3) 第 34 条第 1 項の規定による動物用医薬品の卸売販売業の許可に関する事              こと。              (4) 第 39 条第 1 項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可に関する事              こと。              (5) 第 39 条第 6 項の規定による動物用高度管理医療機器</p>	<p>10 [略]</p> <p>別表第 5 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: center;">出先機関の長特定専決事項</p> <p>[略]</p> <p>西臼杵支庁</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 建設業法第 3 条第 3 項の規定による許可の更新に関する事              こと。              [略]</p> <p>家畜保健衛生所</p> <p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第 24 条第 2 項の規定による動物用医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新に関する事              こと。              (2) 第 26 条第 1 項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可に関する事              こと。              (3) 第 34 条第 1 項の規定による動物用医薬品の卸売販売業の許可に関する事              こと。              (4) 第 39 条第 1 項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可に関する事              こと。              (5) 第 39 条第 6 項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関する事              こと。              (6) 第 40 条の 5 第 6 項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に関する事              こと。              (7) 第 83 条の 2 の 3 第 1 項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可に関する事              こと。</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)による次の事務</p> <p>(1) 第 45 条第 1 項の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事              こと。              (2) 第 46 条第 1 項の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事              こと。</p> <p>3 家畜改良増殖法施行規則(昭和 25 年農林省令第 96 号)による次の事務</p> <p>(1) 第 29 条の規定による免許証の書換え交付及び再交付に関する事              こと。              (2) 第 30 条の規定による免許証の返納等に関する事              こと。</p> <p>4 家畜改良増殖法施行細則(昭和 60 年宮崎県規則第 21 号)による次の事務</p> <p>(1) 第 5 条第 2 項の規定による家畜人工授精所開設許可証の再交付に関する事              こと。              (2) 第 5 条第 3 項の規定による家畜人工授精所開設許可証の書換え交付に関する事              こと。</p> <p>5 養鶏振興法(昭和 35 年法律第 49 号)第 7 条第 1 項の規定によるふ化業者の登録に関する事              こと。</p> <p>6 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)による次の事務(宮崎家畜保健衛生所に限る。)</p> <p>(1) 第 24 条第 1 項の規定による飼料又は飼料添加物の廃棄、回収等の命令に関する事              こと。              (2) 第 33 条第 1 項の規定による指示に関する事              こと。</p> <p>7 使用料及び手数料徴収条例別表第 2 に定める手数料の額の決定に関する事(宮崎家畜保健衛生所に限る。)</p>
--	---



- 等の販売業又は貸与業の許可の更新に関すること。
- (6) 第40条の5第6項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。
- (7) 第83条の2の3第1項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可に関すること。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)による次の事務
- (1) 第45条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。
- (2) 第46条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。
- 3 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)による次の事務
- (1) 第29条の規定による免許証の書換え交付及び再交付に関すること。
- (2) 第30条の規定による免許証の返納等に関すること。
- 4 家畜改良増殖法施行細則(昭和60年宮崎県規則第21号)による次の事務
- (1) 第5条第2項の規定による家畜人工授精所開設許可証の再交付に関すること。
- (2) 第5条第3項の規定による家畜人工授精所開設許可証の書換え交付に関すること。
- 5 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定によるふ化業者の登録に関すること。
- 6 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)による次の事務(宮崎家畜保健衛生所に限る。)
- (1) 第24条第1項の規定による飼料又は飼料添加物の廃棄、回収等の命令に関すること。
- (2) 第33条第1項の規定による指示に関すること。
- 7 使用料及び手数料徴収条列別表第2に定める手数料の額の決定に関すること(宮崎家畜保健衛生所に限る。)
- [略]

別表第9(第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
農業大学校	副校長(当該副校長が担当する事務に限る。)	総務課にあっては総務課長、教務学生課にあっては教務学生課長、農学科にあっては農学科長、畜産学科にあっては畜産学科長	
[略]			
畜産試験場	副場長(当該副場長が担当する事務に限る。)	管理課長	

- 農業大学校
- 1 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)による次の事務
- (1) 第8条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定に関すること。
- (2) 第9条第1項の規定による届出に関すること。
- (3) 第12条第1項の規定による認定の取消しに関すること。
- (4) 第12条第2項の規定による届出に関すること。
- 2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)による次の事務
- (1) 第5条第3項の規定による確認申請書の提出に関すること。
- (2) 第7条第2項の規定による公表に関すること。
- (3) 第11条第4項の規定による書類の提出の要求に関すること。
- (4) 第11条第5項から第7項までの規定による通知に関すること。
- (5) 第13条第5項の規定による通知に関すること。
- (6) 第14条第1項から第3項までの規定による授業料減免の額の変更に関すること。
- (7) 第15条第2項の規定による通知に関すること。
- (8) 第18条第3項の規定による通知に関すること。
- 3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則(平成19年宮崎県規則第18号)による次の事務
- (1) 第4条第1項の規定による授業料の免除に関すること。
- (2) 第6条第1項の規定による授業料等の徴収の猶予に関すること。
- (3) 第7条第1項の規定による授業料等の還付に関すること。
- (4) 第9条第2項の規定による授業料の免除の取消しに関すること。
- [略]

別表第9(第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
畜産試験場	副場長(当該副場長が担当する事務に限る。)	管理課長	
[略]			
農業大学校	副校長(当該副校長が担当する事務に限る。)	総務課にあっては総務課長、教務学生課に	

高等水産研 修所	主任						つては教務 学生課長、 農学科にあ つては農学 科長、畜産 学科にあっ ては畜産学 科長 管理課長
水産試験場	副場長（当該副場長 が担当する事務に限 る。）	管理課長			水産試験場	副場長（当該副場長 が担当する事務に限 る。）	
[略]					高等水産研 修所	主任	
					[略]		

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成19年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務	所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
東京事務 所	東京都千代田区有楽 町2丁目10番1号（ 東京交通会館内）		移住相談対応及 びU I J ターン 就職支援に関す ること。	雇用労働 政策課	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3（宮 崎県技能検定センタ ー内） 宮崎市錦町1番10号 （宮崎グリーンスフ ィア壱番館内）	宮崎県	宮崎県技能検定 センターの管理 運営に関するこ と。 U I J ターン就 職支援に関する こと。
雇用労働 政策課	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3（宮 崎県技能検定センタ ー内） 宮崎市錦町1番10号 （宮崎グリーンスフ ィア壱番館内）	宮崎県	宮崎県技能検定 センターの管理 運営に関するこ と。 U I J ターン就 職支援に関する こと。	漁業管理 課	宮崎市港2丁目6番 地（水産会館内）	宮崎県	漁業取締船の運 航に関するこ と。
漁業管理 課	宮崎市港2丁目6番 地（水産会館内）	宮崎県	漁業取締船の運 航に関するこ と。	工事検査 課	宮崎市橋通東1丁目 9番10号（4号館内 ） 日南市戸高1丁目12 番地1（日南総合庁	宮崎市 西都市 東諸県郡 児湯郡 宮崎市 東諸県郡 日南市 串間市	農業土木工事の 検査に関するこ と。 土木工事の検査 に関すること。 土木工事の検査 に関すること。

					舎内)		
					都城市北原町24街区 21号 (都城総合庁舎 内)	都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 北諸県 郡 西諸 県郡	農業土木工事の 検査に関するこ と。
						都城市 小林市 えびの市 北諸県 郡 西諸 県郡	土木工事の検査 に関すること。
					西都市大字三宅下鶴 9451番地 (西都総合 庁舎内)	西都市 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村大 字大河内 のうち字 大河内、 野々首、 矢立、大 藪、大桑 の木、平 、丸野及 び城	土木工事の検査 に関すること。
					日向市中町2番14号 (日向総合庁舎内)	日向市 東臼杵郡 (椎葉村 大字大河 内のうち 字大河内 、野々首 、矢立、 大藪、大 桑の木、 平、丸野 及び城を 除く。)	土木工事の検査 に関すること。
					延岡市愛宕町2丁目 15番地 (延岡総合庁 舎内)	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵 郡	農業土木工事の 検査に関するこ と。
						延岡市 西臼杵郡	土木工事の検査 に関すること。
工事検査 課	宮崎市橋通東1丁目 9番10号 (4号館内 )	宮崎市 西都市 東諸県郡 児湯郡	農業土木工事の 検査に関するこ と。		東京都千代田区有楽 町2丁目10番1号 (東 京交通会館内)		移住相談対応及 びU I J ターン 就職支援に関す ること。
		宮崎市 東諸県郡	土木工事の検査 に関すること。	東京事務 所			

	日南市戸高1丁目12番地1 (日南総合庁舎内)	日南市 串間市	土木工事の検査 に関すること。				
	都城市北原町24街区21号 (都城総合庁舎内)	都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 北諸県 郡 西諸 県郡	農業土木工事の 検査に関するこ と。				
	西都市大字三宅下鶴9451番地 (西都総合庁舎内)	都城市 小林市 えびの市 北諸県 郡 西諸 県郡	土木工事の検査 に関すること。				
	日向市中町2番14号 (日向総合庁舎内)	西都市 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村大 字大河内	土木工事の検査 に関すること。				
	日向市中町2番14号 (日向総合庁舎内)	日向市 東臼杵郡 (椎葉村 大字大河 内を除く 。)	土木工事の検査 に関すること。				
	延岡市愛宕町2丁目15番地 (延岡総合庁舎内)	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵 郡	農業土木工事の 検査に関するこ と。				
		延岡市 西臼杵郡	土木工事の検査 に関すること。				
[略]							
水産試験場	日南市油津4丁目 (油津港内)	宮崎県	漁業調査船の運 航に関するこ と。	宮崎家畜 保健衛生 所	日南市南郷町中村甲1232番地1 (南那珂農業改良普及センター内)	日南市 串間市	1 家畜衛生に 関すること。 2 家畜伝染病 に関するこ と。 。
宮崎家畜保健衛生所	日南市南郷町中村甲1232番地1 (南那珂農業改良普及センター内)	日南市 串間市	1 家畜衛生に 関すること。 2 家畜伝染病 に関するこ と。 。	都城家畜 保健衛生 所	小林市 西諸県 郡	えびの市 西諸県 郡	1 家畜衛生に 関すること。 2 家畜伝染病 に関するこ と。 。
都城家畜保健衛生所	小林市 西諸県 郡	小林市 えびの市 西諸県 郡	1 家畜衛生に 関すること。 2 家畜伝染病 に関するこ と。 。	延岡家畜 保健衛生 所	西臼杵郡高千穂町大字三田井3364番地39 (西臼杵農業改良普及センター内)	東臼杵郡 (門川町 及び美郷 町を除く 。)	1 家畜衛生に 関すること。 2 家畜伝染病 に関するこ と。 。
延岡家畜保健衛生所	西臼杵郡高千穂町大字三田井3364番地39	東臼杵郡 (門川町	1 家畜衛生に 関すること。	水産試験場	日南市油津4丁目 (油津港内)	宮崎県	漁業調査船の運 航に関するこ と。

所	(西臼杵農業改良普及センター内)	及び美郷町を除く。 西臼杵郡	2 家畜伝染病に関すること				
---	------------------	-------------------	---------------	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**病院局企業管理規程**

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月31日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(課内室の設置)</p> <p>第3条の2 経営管理課に県立病院整備推進室（以下「室」という。）を置く。</p> <p>(経営管理課の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 室においては、前項第7号に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(病院の内部組織)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院</th> <th>部等</th> <th>課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮崎病院</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>診療部</td> <td>内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(局医監等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 室に室長を置く。</p> <p>7 室長は、上司の命を受けて、室の事務を掌理する。</p> <p>8～10 [略]</p> <p>(参事等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、</p>	病院	部等	課等	県立宮崎病院	[略]			診療部	内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター		[略]		<p>(経営管理課の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(病院の内部組織)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院</th> <th>部等</th> <th>課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮崎病院</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>診療部</td> <td>内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター 集中治療科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(局医監等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(参事等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、</p>	病院	部等	課等	県立宮崎病院	[略]			診療部	内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター 集中治療科		[略]	
病院	部等	課等																							
県立宮崎病院	[略]																								
	診療部	内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター																							
	[略]																								
病院	部等	課等																							
県立宮崎病院	[略]																								
	診療部	内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター 集中治療科																							
	[略]																								

その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職 務
課又は室	副参事補	上司の命を受けて、課又は室の特定の事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受けて、課又は室の特定の事務を掌理する。
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課又は室の特定の事務を掌理する。
	副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は課若しくは室の特定の事務を掌理する。
[略]		

(主幹等)

第12条 第10条に規定する職のほか、病院に、必要に応じ、第8条第2項の表の中欄に掲げる主幹、専門主幹、副主幹及び主査を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、同表右欄中「課又は室」又は「課若しくは室」とあるのは、「病院」と読み替えるものとする。

その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職 務
課	副参事補	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。
	副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は課の特定の事務を掌理する。
[略]		

(主幹等)

第12条 第10条に規定する職のほか、病院に、必要に応じ、第8条第1項の表の左欄に掲げる副参事並びに同条第2項の表の中欄に掲げる主幹、専門主幹、副主幹及び主査を置き、その職務は、それぞれの表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、同条第1項の表の右欄中「局」とあり、同条第2項の表の右欄中「課」とあるのは、いずれも「病院」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月31日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第5号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																																							
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 室長 組織規程第7条第6項に規定する室長をいう。 (9) 課長補佐 組織規程第7条第8項に規定する課長補佐をいう。 (10)～(14) [略] (管理者決裁事項及び本庁における専決) 第3条 [略] 2 [略] 3 室長は、別表第1（職員の服務等に関する事務の項）にあっては、事項の欄13に限る。）に掲げる課長の専決することのできる事項について専決することができる。		(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 課長補佐 組織規程第7条第6項に規定する課長補佐をいう。 (9)～(13) [略] (管理者決裁事項及び本庁における専決) 第3条 [略] 2 [略]																																																							
別表第1（第3条関係） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="3">専決区分</th> </tr> <tr> <th>次長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>文書等に関する事務</td> <td>1～5 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）に</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務	事項	管理者	専決区分			次長	課長	課長補佐	[略]						文書等に関する事務	1～5 [略]						6 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）に	[略]				別表第1（第3条関係） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="3">専決区分</th> </tr> <tr> <th>次長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>文書等に関する事務</td> <td>1～5 [略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務	事項	管理者	専決区分			次長	課長	課長補佐	[略]						文書等に関する事務	1～5 [略]						6 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び	[略]			
事務	事項				管理者	専決区分																																																			
		次長	課長	課長補佐																																																					
[略]																																																									
文書等に関する事務	1～5 [略]																																																								
	6 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）に	[略]																																																							
事務	事項	管理者	専決区分																																																						
			次長	課長	課長補佐																																																				
[略]																																																									
文書等に関する事務	1～5 [略]																																																								
	6 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び	[略]																																																							

<p>基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。</p> <p>7 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。</p> <p>7 [略]</p> <p>[略]</p>
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）
病院長の専決事項	病院長の専決事項
<p>1～9 [略]</p> <p>10 宮崎県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。</p> <p>11 [略]</p>	<p>1～9 [略]</p> <p>10 個人情報の保護に関する法律及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。</p> <p>11 [略]</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月31日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第6号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。）第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員の管理職手当の額は、別表第6の第2欄に掲げる職及び第4欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ管理職手当額欄に定める額とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。）第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 別表第6に掲げる職に係る管理職手当の額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の種別欄及び区分欄に定める種別及び区分とする。</p> <p>3 管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第6の2の管理職手当の額欄に定める額（育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業職員就業規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第8号。以下「病院事業就業規程」という。）第2条第1項の規定により適用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規</p>

附 則

4 前項の手当の額は、勤務 1 月につき 12,000 円の範囲内で管理者が別に定める額（再任用短時間勤務職員にあっては、その額に病院事業職員就業規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 8 号。以下「病院事業就業規程」という。）第 2 条第 1 項の規定により適用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業就業規程第 2 条第 1 項の規定により適用される勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

別表第 2（第 4 条関係）

ウ 医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
6 級	1～3 [略]

定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

附 則

4 前項の手当の額は、勤務 1 月につき 12,000 円の範囲内で管理者が別に定める額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その額に病院事業就業規程第 2 条第 1 項の規定により適用される勤務時間等条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業就業規程第 2 条第 1 項の規定により適用される勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（感染症予防等手当の特例）

7 第 10 条第 1 項に規定する感染症予防等手当の支給については、第 2 条の規定により適用される職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 41 号）附則第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。

別表第 2（第 4 条関係）

ウ 医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
6 級	1 副院長の職務 2～4 [略]

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6（第 7 条、第 12 条関係）

組織	職	種別	区分
本庁	医監	1 種	2
	次長	2 種	1
	参事	2 種	2
	課長	3 種	1
	副参事	3 種	2
県立宮崎病院、 県立延岡病院及び 県立日南病院	院長	1 種	2
	副院長	2 種（課長級の職にあるもの にあっては 3 種）	2
	事務局長	2 種	2
	事務次長	3 種	2
	薬剤部長		2
	看護部長		2
	副参事		2

別表第 6 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 の 2（第 7 条、第 12 条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
8 級	2 種	1	94,000 円
	2 種	2	91,300 円



7 級	2 種	1	88,500円
	2 種	2	83,000円
	3 種	1	77,400円
	3 種	2	75,100円
6 級	3 種	1	72,700円
	3 種	2	68,200円

## イ 医療職給料表 (一)

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
4 級	1 種	2	123,900円
	2 種	2	106,500円
3 級	2 種	2	96,400円

## ウ 医療職給料表 (二)

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
7 級	3 種	2	74,700円
6 級	3 種	2	70,700円

## エ 医療職給料表 (三)

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
6 級	3 種	2	72,500円

## 附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程第1条に規定する企業職員とみなす。  
(病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の廃止)
- 病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程(令和2年宮崎県病院局企業管理規程第13号)は廃止する。  
(病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の廃止に伴う経過措置)
- この規程の施行の日前に開始した前項の規定による廃止前の病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程第2条第1項に規定する作業に係る感染症予防等手当の支給については、なお従前の例による。

## 人事委員会規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第41号

## 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
都 道 府 県	支 給 地 域	級 地		都 道 府 県	支 給 地 域	級 地	
[略]				[略]			
東京都	[略]			東京都	[略]		
[略]				神奈川県	横浜市	2 級地	
[略]				[略]			
備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、 <u>令和4年10月1日</u> においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。				備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、 <u>令和5年4月1日</u> においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。			

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

人事委員会規則第42号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会）		別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会）	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
5級	1～5 [略]	5級	1～5 [略]
[略]			6 県立学校の副参事補の職務
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。